

# 職員の退職管理等に関する取扱要綱

平成28年 3月31日制定  
(令和3年4月1日最終改正)

(趣旨)

第1条 この要綱は、大分県人材活用支援センターの運営に関する事項並びに地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）中退職管理に関する規定、職員の退職管理に関する条例（平成28年大分県条例第5号。以下「条例」という。）及び職員の退職管理に関する規則（平成28年大分県人事委員会規則第15号。以下「規則」という。）に規定するもののほか退職管理の適正を確保するため必要な事項を定めるものとする。

(適用範囲)

第2条 この要綱で職員とは、次に掲げる事務部局に属する職員（臨時的に任用された職員、条件付採用期間中の職員及び非常勤職員を除く。）をいう。

- (1) 知事部局
- (2) 議会事務局
- (3) 人事委員会事務局
- (4) 労働委員会事務局
- (5) 監査委員事務局
- (6) 海区漁業調整委員会事務局

2 前項に規定するもののほか、同項第2号から第6号以外の任命権者に出向している職員であつて総務部人事課において人事管理を行う者は、この要綱に定める職員とする。

(大分県人材活用支援センター)

第3条 職員が有する知識や経験などを退職後に多様な分野で活用できるよう、職員であつた者又は退職を予定している職員（以下「退職者等」という。）を採用する意向のある営利企業等（法第38条の2第1項の営利企業等をいう。以下同じ。）その他団体からの求めに応じ、再就職を希望する退職者等の人材情報を提供するため、総務部人事課内に大分県人材活用支援センター（以下「センター」という。）を設置する。

2 センターにセンター長を置き、総務部審議監をもって充てる。ただし、総務部審議監に事故があるとき又は総務部審議監が欠けたときは、総務部長があらかじめ指定する者がその職務を代理する。

3 センターの事務は、人事課職員及びセンター長があらかじめ指定する職員が処理する。

(人材情報の登録対象者)

第4条 センターへ人材情報を登録できる者は、当該年度に退職を予定している職員であつてセンターからの情報提供により再就職を希望する者のうち、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 定年により退職が予定されている職員
  - (2) 職員の退職手当に関する条例（昭和28年条例第105号）第8条の3第1項の規定に基づく定年前に退職する意思を有する職員の募集（以下「早期退職募集」という。）に応募し認定を受けた職員
  - (3) 早期退職募集を開始した後であって、当該募集に応じて応募認定退職をすることが確実であると見込まれる職員
- 2 前項各号に掲げる者のほか、職員であった者のうち、退職後における事情の変更等により再就職を希望する場合であって、定年退職者等の再雇用制度実施要領における再雇用制度対象者の条件に該当する者についても、センターへ人材情報を登録することができる。

#### （人材情報の登録）

第5条 人材情報の登録を希望する者は、人材情報登録票（第1号様式）をセンターに提出するものとし、センターは、当該登録を希望する者が前条に規定する要件を満たすと認めるときにこれを登録するものとする。

- 2 センターに登録された者（以下「人材情報登録者」という。）の人材情報の有効期限は、登録された日から当該登録された日の属する年度の末日までとする。
- 3 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該人材情報登録者の人材情報を抹消することができる。
  - (1) 人材情報登録者の再就職が内定したとき。
  - (2) 人材情報登録者が、センターから提供された求人情報をこの要綱に規定する目的以外の目的に利用するなど、登録を継続することが適当でないとセンター長が認めるとき。

#### （求人情報の登録対象者）

第6条 センターへ求人情報を登録できる者は、退職者等を採用する意向のある営利企業等その他団体（以下「求人企業等」という。）とし、法人格の有無、形態、規模及び業務内容は問わないものとする。

#### （求人情報の登録）

第7条 求人情報の登録を希望する求人企業等は、求人票（第2号様式）をセンターに提出するものとし、センターは、当該求人企業等が次の各号（第3号の規定は、当該求人企業等が公社等外郭団体（大分県公社等外郭団体に関する指導指針第2に規定する指定団体及びその他の出資等団体をいう。）である場合に限る。）に掲げる事項に同意したことが確認できたときにこれを登録するものとする。

- (1) 課長級以上の職に就いていた職員であって退職後2年以内の者を採用する場合、採用しようとする退職者等の再就職に関するものとして次に掲げる事項を公表すること。
  - ア 氏名
  - イ 退職時の職名

- ウ 退職日
- エ 再就職先の名称
- オ 再就職先における役職名
- カ 再就職日

- (2) 法第38条の2の規定に基づき、採用しようとする退職者等に、退職前の職務に属する契約等事務に関し、現職職員に職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを行わせないこと。
  - (3) 採用しようとする退職者等が採用しようとする役職を離職する場合において、退職金その他これに類する一切の金品を支給しないこと。
- 2 センターに登録された求人企業等の求人情報の有効期限は、登録された日から当該登録された日の属する年度の末日までとする。
  - 3 センターは、次の各号のいずれかに該当するときは、当該求人企業等の求人情報を抹消することができる。
    - (1) 求人企業等の当該求人情報の採用者が内定したとき。
    - (2) 求人企業等がセンターから提供された人材情報をこの要綱に規定する目的以外の目的に利用するなど、登録を継続することが適当でないとセンター長が認めるとき。

#### (情報提供の手続)

- 第8条 センターは、求人企業等の求人情報に登録したときは、当該求人情報の内容にふさわしい人材情報登録者の人材情報を当該求人企業等に提供するものとする。
- 2 前項に規定する求人企業等は、提供された人材情報により、選考を行おうとする場合又は行わない場合は、その旨をセンターに通知するものとする。
  - 3 センターは、前項の規定により求人企業等から選考を行う旨の通知があったときは、当該人材情報登録者に対して、当該求人企業等の求人情報を提供するものとする。
  - 4 センターは、前項に規定する人材情報登録者が選考に応じることを承諾したときは、当該求人企業等に対しその旨を通知するものとする。
  - 5 前項に規定する求人企業等は、面接等による選考により採否を決定し、その結果をセンターに通知するものとする。
  - 6 センターは、第2項の規定により求人企業等が選考を行わない旨の通知があった場合、第3項の規定により求人情報を提供した人材情報登録者が選考に応じない場合又は前項の規定により求人企業等が当該人材情報登録者を採用しないことを決定した場合であって、当該求人企業等が他の人材情報登録者の選考を希望するときは、改めて前各項の手続を行うものとする。

#### (情報提供の特例)

- 第9条 センターは、登録した求人情報の内容にふさわしい人材情報登録者がなかった場合、退職者等の中から当該求人情報の内容にふさわしい者（以下この条において「推薦者」という。）を選定することができるものとする。
- 2 センターは、前条に規定する推薦者に再就職に関する意向を確認し、当該推薦者の承諾があった場合は、前条の規定を準用する。

(他の職員についての依頼等の規制)

第10条 職員は、営利企業等に対し、他の職員をその退職後に、若しくは職員であった者を当該営利企業等若しくはその子法人（規則第3条に規定する子法人をいう。以下同じ。）の地位に就かせることを目的として、当該職員若しくは職員であった者に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該職員をその退職後に、若しくは職員であった者を、当該営利企業等若しくはその子法人の地位に就かせることを要求し、若しくは依頼してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年大分県条例第1号）の規定に基づき、公益法人等への派遣が予定されている職員（以下「派遣予定職員」という。）を当該派遣が予定されている公益法人等（以下「派遣先団体」という。）の地位に就かせることを目的として行う場合
- (2) センター長及び第3条第3項に規定する職員が、センターの職務として行う場合

(在職中の求職の規制)

第11条 職員は、利害関係企業等（大分県職員倫理規程（平成12年大分県訓令甲第10号）第4条第1項から第3項までに規定する利害関係者のうち、法人及びその他の団体をいう。以下同じ。）に対し、退職後に当該利害関係企業等若しくはその子法人の地位に就くことを目的として、自己に関する情報を提供し、若しくは当該地位に関する情報の提供を依頼し、又は当該地位に就くことを要求し、若しくは約束してはならない。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- (1) 派遣予定職員が派遣先団体に対して行う場合
  - (2) 規則第24条第1号イからホまでに掲げる職員以外の職員が利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して行う場合
  - (3) センターから紹介された利害関係企業等との間で、当該利害関係企業等又はその子法人の地位に就くことに関して職員が行う場合
  - (4) 公務の公平性の確保に支障が生じないと認められる場合において、センター長の承認を得た職員が当該承認に係る利害関係企業等に対して行う場合
- 2 前項第4号に規定するセンター長の承認を得ようとする職員は、利害関係企業等に対する求職承認申請書（第3号様式）をセンター長に提出しなければならない。
- 3 センター長は、前項の規定により承認申請が提出された場合は、国家公務員等の例を参考に可否を決定し、当該職員にその結果を通知しなければならない。

(再就職情報の届出)

第12条 規則第24条第1号イからホまでに掲げる職員以外の職員は、退職後2年間、営利企業（法第38条第1項の営利企業をいう。以下同じ。）以外の法人その他の団体の地位に就いた場合又は営利企業の地位に就いた場合は、日々雇い入れられる者となった場合のほか規則第25条各号に該当する場合を除き、速やかに、退職時に就いていた職の任命権者に再就職の届出書（規則第3号様式）を提出しなければならない。

- 2 任命権者は、条例第3条及び前項の規定に基づく届出を受理したときは、遅滞なく、知事に報告しなければならない。

(公表)

第13条 センター長は、知事の命を受け、条例第3条の規定に基づく届出のうち、第7条第1項第1号各号に掲げる事項を公表するものとする。

- 2 前項の規定による公表は、毎年6月末日までに報告のあった過去1年間におけるものをとりまとめて1月以内に行うものとする。

(再雇用制度の特例)

第14条 定年退職者等の再雇用制度実施要領に定める再雇用制度を希望する者にあつては、第5条に規定する人材情報の登録及び第12条に規定する再就職情報の届出は要しないものとし、再雇用及び再任用の任用に関する手続は、当該要領によるものとする。

(補則)

第15条 この要綱の規定は、センターへの人材情報の登録の有無にかかわらず、第11条の規定に反しない限り、退職者等の求職活動及び再就職を妨げるものではない。

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

(大分県退職者の再就職に関する取扱要綱の廃止)

- 2 大分県退職者の再就職に関する取扱要綱(平成19年10月29日制定)は、廃止する。

(施行期日)

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和元年6月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

(施行期日)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

## 大分県人材活用支援センター 人材情報登録票

提出年月日 令和 年 月 日

## 【登録者の人材情報】

所属名				職名				職員番号			
氏名			性別	男・女	生年月日	昭和	年	月	日生	年齢	歳
住所								TEL			
最終学歴	(昭和 年 月 卒業・修了・中退)										
採用職種						現在職級					
主な職歴	配属年月	所 属				職 名					
	年 月										
	年 月										
	年 月										
	年 月										
資格免許											
自己PR											

## 【再就職に関する希望条件等】

法人種別	<複数選択可、〔 〕に希望順位を記入してください。> 〔 〕 公社等外郭団体 〔 〕 その他公益法人等 〔 〕 民間企業 〔 〕 その他 ( )										
業種分野						勤務地	(市町村名)				
職務内容											
年収	万円以上					雇用期間	年間(又は 歳まで)				
勤務形態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤(週 時間) <input type="checkbox"/> その他 ( )										
	<input type="checkbox"/> 変則勤務不可 <input type="checkbox"/> 変則勤務可(土日祝日勤務, 早出遅出勤務, 交替制勤務等)										
	<input type="checkbox"/> その他勤務形態について( )										
特記事項	<就労にあたって、家庭や健康状況について配慮を希望する点があれば記入してください。>										

## 【退職管理の適正確保を目的とした再就職に係る規制等】

地方公務員法及び地方独立行政法人法の一部を改正する法律(平成26年法律第34号)が公布され、公務の公平性に対する県民の信頼を確保するため、職員の再就職に関し、法令上のルールとして新たな規制等が設けられました。

<再就職者による依頼等(働きかけ)の禁止>  
営利企業等に再就職した元職員(=再就職者)は、現職職員に対して、契約等事務に関し、職務上の行為をする(しない)ように、依頼又は要求(=働きかけ)をしてはならない。

<再就職情報等の届出義務>  
県を退職後2年以内に、営利企業等に再就職した元職員は、再就職先等の情報を知事に届け出なければならない(退職後2年以内に再度の再就職をした場合を含む)。

<再就職情報等の公表>  
再就職情報等の届出があった者のうち、退職時に課長級以上の職に就いていた者の再就職情報等は知事が公表(毎年7月頃)するものとする。

## 大分県人材活用支援センター 求人票

提出年月日 令和 年 月 日

## 【求人企業、団体等について】

企業、団体等の名称			
代 表 者	役 職 名		
	氏 名		
所 在 地			
事 業 内 容			
役員・従業員数	役員数		従業員数

## 【担当者について】

担 当 者	所 属 名		
	役 職 名		
	氏 名		
連 絡 先	電話番号		
	F A X		
	E-mail		

## 【求人内容について】

雇用予定期間	令和 年 月 日 ~ 令和 年 月 日（終期が明確でない場合は、始期のみ）			
職 名				
職 務 内 容				
求 め る 職 種	<input type="checkbox"/> 事務職 <input type="checkbox"/> 技術職（ ）			
求める知識・経験等				
必要な資格等				
勤 務 場 所				
勤 務 形 態	<input type="checkbox"/> 常勤 <input type="checkbox"/> 非常勤（週 時間 又は 時間/日）			
	<input type="checkbox"/> 変則勤務有り（変則勤務の内容： ）			
	始業時刻	:	終業時刻	:
給 与 等	月 収	千 円	年 収	千 円
	上記月収等の内訳	主な給与等について（給料、期末手当、管理職手当等の金額、月数）		
	※1年間を通じた場合の状況を記入ください	その他の手当等	退職手当、通勤手当、扶養手当等不定期又は条件により変動する手当の有無	
社 会 保 険	（健康保険、厚生年金、雇用保険等の有無）			
備 考	（年齢要件など特記事項があれば記入してください）			

## 【採用にあたっての同意について】

※該当する場合のみ、該当欄に記入してください。

<p>大分県では、県職員の再就職にあたり、ご採用いただく企業、団体等に対して、以下の同意をお願いしており、同意頂いた場合のみ、大分県人材活用支援センターに登録させて頂くこととしております。</p> <p>&lt;元職員を採用する場合&gt;</p> <p>①採用した元職員に、退職後2年間、退職前5年間の職務に属する契約等事務に関し、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼することを行わせないことに同意します。</p> <p>&lt;課長級以上の職に就いていた元職員（退職後2年以内の者を含む）を採用する場合&gt;</p> <p>②採用した元職員の氏名、退職時の職名、退職日、再就職先の名称、再就職先における役職名、再就職日が公表されることに同意します。</p> <p>&lt;公社等外郭団体が元職員を採用する場合&gt;</p> <p>③再就職した元職員が離職する際に、退職金（慰労金等含む）を支給しないことに同意します。</p>	<p>① <input type="checkbox"/> はい</p> <p>② <input type="checkbox"/> はい</p> <p>③ <input type="checkbox"/> はい</p>
---	--

第3号様式（第11条関係）

## 利害関係企業等に対する求職承認申請書

申請年月日 令和 年 月 日

職員の退職管理等に関する取扱要綱第11条第2項の規定に基づき、利害関係企業等に対する求職の承認を得たいので下記のとおり申請します。

### 【申請者】

(ふりがな) ( ) 氏名	生年月日(年齢) 昭和 年 月 日生 ( 歳)
現所属・職名	
退職予定年月日 令和 年 月 日	退職事由区分 <input type="checkbox"/> 定年退職 <input type="checkbox"/> 早期希望退職 <input type="checkbox"/> 自己都合退職

### 【承認申請に係る利害関係企業等】

利害関係企業等の名称	所在地
業種・業務内容	
当該利害関係企業等に求職を行うことに至った経緯及び理由	

### 【申請者の職務と利害関係企業等との関係】

利害関係の具体的な内容
申請者の裁量の程度
※所属長等証明欄 申請者の職務と利害関係企業等との関係について記載されている内容の事実に相違がないこと及び求職活動に伴い職務上不正な行為等が行われるおそれが生じないことを証明する。 令和 年 月 日 (証明者) ○○○○長 ○ ○ ○ ○

(注)「所属長等証明欄」の証明者は所属長(申請者が所属長以上の場合は部局長)とすること。